

## 耐震改修支援センターの指定について

### 1. 耐震改修支援センターの指定

- (1) 概要：建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」とします。）第32条において、国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、法第34条に規定する業務に関し次に掲げる基準（※）に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センターとして指定することができることとされています。（※）（5）参照
- (2) 根拠法令等：法第32条から第42条、省令第42条から第49条、国土交通省告示第217号
- (3) 対象者：指定を受けようとする法人
- (4) 申請手続きの方法
- ①提出時期：随時提出可能
  - ②提出書類：法第32条及び国土交通省告示第217号「建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条に規定する耐震改修支援センターの指定の基準に関する詳細を定める件」の基準に適合することを記載した申請書及び証明する資料等を添付の上、国土交通大臣あてに1部提出して下さい。なお、申請書について、様式の指定はありません。（必ず事前相談を行ってください。）
  - ③提出（問合せ）先：住宅局建築指導課建築物防災対策室  
03-5253-8111（内線39567）
- (5) 指定の基準：法人を耐震改修支援センターとして指定する基準は、以下のとおりです（法第32条）。なお、指定の基準に関する詳細については告示で定められています（国土交通省告示第217号）。
- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
  - 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
  - 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(6) 業務：耐震改修支援センターの行う業務は次のとおりです（法第34条）。

一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(7) 指定の取消し：国土交通大臣は、耐震改修支援センターが次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができます（法第42条）。

一 法第33条第2項又は第37条から第39条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 法第36条第1項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 法第36条第3項又は第40条の規定による命令に違反したとき。

四 法第32条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

## 2. 指定されている耐震改修支援センター

①名称：一般財団法人日本建築防災協会

②指定年月日：平成18年3月9日

③連絡先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20  
虎ノ門YHKビル3階  
03-5512-6451